

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-5-1)

施策名	5-1 経営革新・創業促進		担当部局名	中小企業庁長官官房総務課			政策評価実施予定時期	平成31年8月	
施策の概要	中小企業・小規模事業者に対するきめ細かな経営支援体制の強化、技術開発や販路開拓の促進等により中小企業の経営革新・創業の促進を図る。					政策体系上の位置付け	5 中小企業・地域経済		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・小規模事業者による技術開発や販路開拓等を促進し、2020年までに黒字企業を倍増させる。</li> <li>創業支援等を通じて将来の開・廃業率10%を目指す。</li> <li>中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の強化を推進する。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえて設定。			
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度	29年度	30年度		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「小規模企業振興基本計画」(平成26年10月3日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(平成28年6月2日閣議決定) 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)			
	163,886 (148,044)	42,116	41,255						

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
1 黒字中小企業・小規模事業者数	70万社	24年度	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	32年度	-	-	-	-	-	-	-	-	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「2020年までに黒字中小企業・小規模企業者を70万社から140万社に増やす」と設定されているため。
2 開業率・廃業率	-	-	開業率が廃業率を上回る状態にし、開・廃業率10%台を目指す	-	-	-	-	-	-	-	-	-	測定指標の選定理由:市場経済において、企業は生成と消滅の頻度が高いほど産業の新陳代謝が促されるとみられることから、その動態把握のために「開業率・廃業率」を指標として設定している。 目標値の設定根拠:「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米・英国レベル(10%台)になることを目指す」と掲げている。
3 経営支援体制の強化	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
	よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%になることを目指す		32年度		「日本再興戦略」2016(平成28年6月2日閣議決定)において、中小企業・小規模事業者ワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」が、地域の経営相談支援体制の中心的役割を担うことが掲げられている。「よろず支援拠点」は、中小企業・小規模事業者からの様々な経営課題に対し専門的な助言を行い課題解決を図っているところ。その助言等により成果があった事業者の割合を目標として掲げる。								

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					28年Ⅰ期	28年Ⅱ期	28年Ⅲ期	28年Ⅳ期	29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	1	▲1	0	2	5	7	9	中小企業の業況を判断する指標。

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度ごとの実績値									参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
				年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	-	-	-	8,677	8,377	-	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。

### 【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度					
1 小規模事業者経営改善資金融資事業	4,000 (4000)	4,250	4,250	昭和56年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済を雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが、施策の目標となっているところ。その達成のためにも、我が国企業の9割を占める小規模事業者に対し、本事業による資金繰り支援を通じた経営改善・発達を図っていく。		
2 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 (旧名: 中小企業再生支援協議会事業)	5,836 (4972)	6,112	6,883	平成20年度	1	商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、事業再生の専門家が中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関等の調整等を行い、再生計画(私的整理の合意文書)の策定を支援する。また、事業引継ぎ支援センターにおいて、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進することにより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進する。こうした施策を通じ中小企業・小規模事業者の黒字化に貢献する。		
3 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	6,144 (4776)	5,883	5,020	平成26年度	3	本事業を通じて、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための相談体制の整備及び支援施策の普及のためのシステムを構築することによって、それら経営課題を解決し、その後の経営革新・創業促進を支援する。		
4 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	13,967 (12790)	13,000	13,000	平成27年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える重要な存在であり、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、稼ぐ力を強化(経営強化)することにより、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが重要。これを後押しするひとつとして中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う革新的な研究開発やサービス開発の支援を実施。		
5 小規模事業者対策推進事業	5,160 (3642)	4,935	4,935	平成14年度	1	我が国の中小企業・小規模事業者は、地域の経済、雇用を支える重要な存在であり、黒字となる中小企業・小規模事業者を増加させていくことが施策の目標となっているところ。その達成のためにも、我が国企業の9割を占める小規模事業者に対し、本事業を通じて、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による伴走型の小規模事業者支援を推進していくとともに、商工会・商工会議所と小規模事業者等とが連携して取り組む、地域資源を活用した新商品開発・観光開発等の支援を実施していく。		
6 中小企業連携組織対策推進事業	657 (566)	676	664	平成12年度	3	我が国の経済、雇用を支える重要な存在である中小企業・小規模事業者が、競争力を高め、経済活動の機会を確保するために組合を組織する等連携をすることは重要かつ有効な手段であることから、本事業を通じて、全国中小企業団体中央会による中小企業・小規模事業者の組合化・グループ化、その後の販路開拓等を支援する。		

7	地域・まちなか商業活性化支援事業	1,667 (1476)	2,163	1,630	平成26年度	1.2	地域商業自立促進事業及び個店連携モデル支援事業では、商店街における歩行者通行量及び売上高等の増加が見込まれる事業に対して補助を行うため、商店街内の中小企業・小規模事業者の黒字化に資するものと考えられる。また、本事業では、商店街の空き店舗を活用したインキュベーション施設の設置等に対して補助を行っており、当該施設の利用により開業する中小事業・小規模事業者の増加が見込まれる。		
8	ふるさと名物応援事業	3,995 (0)	1,350	1,046	平成26年度	-	中小企業・小規模事業者が開発した新商品・新サービスについて、展示会や商談会等への出展費等を補助することで、その技術開発・販路開拓を促進する。		
9	中小企業・小規模事業者人材対策事業	1,811 (1469)	1,666	1,855	平成26年度	1	各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材の確保や人材育成等への支援を通じて、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力を強化し、企業の黒字化を促進する。		
10	地域創業活性化支援事業	-	-	629	平成30年度	2	創業者向け補助金を通じて、新たな創業を促進するとともに、創業支援事業者向け補助金を通じて、地域における創業支援体制を整備することで、開業率の押し上げを図る。また、潜在的創業者の掘り起こしのため、若年層に対して起業家教育プログラム等を実施する。		
11	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	-	法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる)。		
12	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	-	-	-	平成21年度	3	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従って事業譲渡や会社分割を行う場合の登記について、登録免許税を軽減する(株式会社の設立登記(上限3,000億):0.7%→0.35%、会社分割による不動産所有権移転登記:0.4%→2.0%等)。		
13	開業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	-	-	-	平成25年度	2	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税、印紙税の免除措置。		
14	中小企業経営強化税制	-	-	-	平成29年度	-	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は10%の税額控除。		
15	固定資産税の特例	-	-	-	平成28年度	-	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減。		

16	中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	-	中小企業等が機械装置等を取得した場合、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除。	-	-
17	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	-	法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる)。	-	-
18	開業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	-	-	-	平成25年度	2	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税、印紙税の免除措置。	-	-
19	中小企業経営強化税制	-	-	-	平成29年度	-	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は10%の税額控除。	-	-
20	固定資産税の特例	-	-	-	平成28年度	-	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減。	-	-
21	中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	-	中小企業等が機械装置等を取得した場合、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除。	-	-
22	少額減価償却資産の損金算入特例	-	-	-	平成15年度	-	中小企業等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)。	-	-
23	商業・サービス業・農林水産業活性化税制	-	-	-	平成25年度	-	商業・サービス業等が経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除。	-	-
24	再生ファンドによって複数の金融機関から債権買取りを受け、再生企業が債務免除を受ける場合の企業再生税制の適用及び少額資産の評価損の損金算入	-	-	-	平成25年度	-	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。 また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
25	中小企業に対する交際費課税の特例	-	-	-	平成26年度	-	中小法人等が支出する交際費については、定額控除限度額(損金算入限度額)が800万円まで認められている。	-	-
26	新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	-	-	-	平成17年度	3	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するため、これらの事業活動に必要な資金の貸し付けに関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設ける制度。	-	-
27	新事業育成資金	-	-	-	平成11年度	3	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援する。	-	-
28	女性、若者/シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	2	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-

29	再挑戦支援資金	-	-	-	平成19年度	2	日本政策金融公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者を支援する。	-	-
30	地域活性化・雇用促進資金	-	-	-	昭和62年度	-	地域における中小企業者の企業立地の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために支援する。	-	-
31	企業再建資金	-	-	-	平成14年度	-	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、安定資金を供給し、自助努力による企業再建を支援する。	-	-
32	挑戦支援資本強化特例制度(資本金劣後ローン)	-	-	-	平成20年度	3	新規事業や企業再建等に取り組み、地域経済活性化等に資する事業(雇用効果の認められる事業、地域社会に不可欠な事業、技術力の高い事業など)を行う中小企業者を支援する。	-	-